平成13年(行ケ)第271号 審決取消請求事件(平成14年1月28日口頭弁 論終結)

判 株式会社力王 訴訟代理人弁護士 井 宇 正 笹 本 特許庁長官 夲 同 及子 耕 Ш 诰 指定代理人 伊 藤 晴 雄 藤 木 和 同 久文 宮 Ш 成 同

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

ま」 ヨ争句の水☆ 1 原告

特許庁が平成11年審判第19074号事件について平成13年5月7日に した審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

2 被告

至文と同旨

- 第2 当事者間に争いのない事実
 - 1 特許庁における手続の経緯

原告は、平成10年4月14日、意匠に係る物品を「長靴」とし、その形態を別添審決謄本写し別紙第一記載のとおりとする意匠(以下「本願意匠」という。)につき意匠登録出願をした(意願平10-10446号)が、平成11年10月6日に拒絶査定を受けたので、同年11月29日、これに対する不服の審判の請求をした。

請求をした。 特許庁は、同請求を平成11年審判第19074号事件として審理した上、 平成13年5月7日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その 謄本は同月23日原告に送達された。

2 審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、本願意匠は、平成9年5月31日月星化成株式会社発行、同年6月20日工業所有権総合情報館受入のカタログ「97 SHOES COLLECTION WINTER」20頁所載の型番672HZ01113461466の長靴の意匠(特許庁意匠課資料番号第HC09011633号。その形態は、同審決謄本写し別紙第二記載のとおり。以下「引用意匠」という。)に類似し、意匠法3条1項3号に該当するものであるから、意匠登録を受けることができないとした。

第3 原告主張の審決取消事由

審決の理由中、本願意匠及び引用意匠の認定(審決謄本1頁理由欄1行目~ 12行目)は認める。

審決は、本願意匠と引用意匠の共通点の認定を誤る(取消事由1)とともに、両意匠の差異点の認定を誤り(取消事由2)、また、両意匠の類否の判断を誤った(取消事由3)結果、本願意匠は意匠法3条1項3号に該当するとの誤った結論に至ったものであるから、違法として取り消されるべきである。

1 取消事由1 (共通点の認定の誤り)

る」(審決謄本2頁2行目~14行目。ただし、①~⑨の符号は、原告の主張に従い、便宜上付したものである。)と認定するが、以下のとおり、誤りである。

(2) ①及び⑨の点については、履きロカバ一部の広さ、長さ、色づかいで構成される形態の相違から、その意匠全体に与える影響は全く異なっており、単純に 「太幅帯状」ということはできない。

②の点については、「横長リブ」を甲部前面に配列する手法は従来から採

用されているものであって、殊更共通点として指摘するに及ばない。

③及び⑦の点については、本願意匠の波状ラインは、引用意匠のものと波 動曲線が全く異なり、看者に与える美感が全く相違する。本願意匠の波状ライン は、他の補強片と融合して固有の模様を創出するモチーフとして作用しており、単 独で使用されている引用意匠の波状ラインとは異なるから、これを共通点とするこ とは誤りである。

④の点については、「半月型」と「三日月型」は当業界において別タイプ の爪先補強片として識別されており、本願意匠の爪先補強片の形状は「略半月状」というべきであるから、これを「略三日月状」とした認定は誤りである。

⑤の点については、引用意匠の踵補強片は、三角形状であって、

円弧状」とするものでないから、誤りである。

⑥及び⑧の点については、両意匠の有する靴底外周面は、靴底部全体をも って、他の構成部との関係で判断されるべきである。

取消事由2(差異点の認定の誤り)

(1) 審決は、本願意匠と引用意匠との主な差異点として、「1) 各部の明暗調子について、本願意匠は、ライン部、履きロカバー部、爪先部、踵部及び靴底外周面上縁横線部を暗調子とし、その他の略全面を明調子としているのに対して、引用 意匠は、ライン部及び靴底外周面上縁横線部を明調子とし、その他の全面を暗調子 としている点、2) 履きロカバー部の縦幅について、本願意匠の方が引用意匠のそ れに比してかなり太幅としている点」(審決謄本2頁15行目~20行目)を認定

するが、以下のとおり、誤りである。
(2) 上記 1) の点については、本願意匠においては、履きロカバー部と各補強 片が有機的に結合して固有の色分け模様を創出する視覚的効果を有するところ、こ の相乗的効果を見落とし、単に履きロカバー部と各補強片を個別にとらえ、これを 差異点として認定している点で誤りである。他方、引用意匠においては、「A」マ -クが波形ラインとともに最大の特徴的模様を形成しているのに、これを看過して

いる。

上記2)の点については、履きロカバー部の形態についても、その全体に 影響する視覚的効果により判断すべきところ、そのような関連性に触れることなく 差異点の認定をしているのは誤りである。

(3) さらに、審決は、以下のような重要な差異点を看過している。

本願意匠では、履きロカバ一部の高さが引用意匠の履きロカバ一部の高 さの2~3倍あり、全体の高さの約4分の1を占めており、単に紐通し程度の印象 しか与えない引用意匠の履きロカバーとは異なる重要な特徴を形成している。ま た、本願意匠の履きロカバ一部は暗色であって、他の部分の明色から際立った印象 を与えるものである。

本願意匠の爪先補強片が爪先部分に大きく広く配置されていることは上 記のとおりであり、これは、本願意匠に係る長靴が足先を保護する安全靴に使用されるからである。加えて、本願意匠の爪先補強片と踵補強片とは、暗い濃い同色で配置され、明るく薄い色の本体甲部に対し、明暗、濃淡のコントラストをもって強 調されるとともに、爪先補強片と踵補強片とがバランスをとってマッチングされて その存在感が強調され、本願意匠の際立った特徴を形成している。

これに対し、引用意匠においては、爪先補強片は全体的に見て存在が希 薄であるのに対し、踵補強片は極めて大きく、本願意匠におけるような両者のバラ

ンスやマッチングは見いだせない。 ウ 本願意匠のライン部は、後側が踵補強片の上部に流れて水平となるように配置され、背面中央に配された同色の垂直太帯片に一体化して溶け込んでいるの に対し、引用意匠のライン部の後側は、アキレス腱部まで伸びるように大きく配置 された踵補強片の上縁部に立ち上がってとぎれており、背面部に対する一体化もな い。なお、引用意匠は、本願意匠にはない白抜きの「A」マークを加えている点で も、全体の印象を著しく変化させている。

エ 引用意匠では、靴底部と靴甲部を隔てる縁取りテープがよく目立つのに

対し、本願意匠ではこのような目立つ態様で表されておらず、両者の視覚的印象は異なる。

- オ 本願意匠では、甲部外周面より一回り大きく突き出した靴底外周面を有し、靴底部には、側面からも観察し得る鋸歯と高いヒールを有するほか、底面には、特徴的なノンスリップパターンが配置されている。これに対し、引用意匠では、靴底外周面は甲部外周面と同一面で構成され、ヒールは低く、底面の形態は不明である。
- カ 本願意匠は、明調子の本体部に対して、高さの高い履きロカバー部、ライン部、大きな形状の爪先の補強片、踵補強片及び背面垂直太帯がそれぞれ暗調子で構成されている結果、これらが全体として強調され、強く印象づけられることになり、引用意匠との差異を明確にしている。
- キ 本願意匠では、胴部が、甲部から前方上方へ向かって広がる前面稜線と、足首辺りに明らかな絞り込みを有する背面稜線とにより、漏斗形を形成し、胴部に続く甲部は、上方へ膨らんで丸みを帯びた爪先部と後方へ膨出した踵部とを有する。これに対し、引用意匠では、足首部分から胴部を経て履きロカバ一部に至る外形は、ほぼ同じ太さの円筒形であり、足首辺りの絞り込みは明らかでないし、甲部爪先部分が偏平形状である点でも異なる。
 - 3 取消事由3 (類否判断の誤り)
- (1) 審決は、本願意匠と引用意匠の類否について、「両意匠において共通する前記基本的構成態様は、とりわけ全体を、膝下長さの脚筒部最上部に太幅帯状履い一部を設けた所謂長靴型とし、正面甲部中央に極細横長リブ複数本による上が、正面甲部中央に極細横長リブを凸弧状況の一旦の大きな凸弧状況の一旦の大きなの上方に沿って、下端を理補強片頂部まで浅い略の大部分を占め、形態上の骨格を形成し、両面の上方に基本的構成態様は、形態全体の大部分を占め、形態上の骨格を形成し、一定の基調を表出するところとなり、意匠の類否判断を支配するといわまにばは、3年の基調を決定づけるところとなり、意匠の類否判断を支配するにはは、3年で部分にで書きたは、1年の他にも請求人主張のライン部の形状の差異の一名4行目)とし、さらに、「その他にも請求人主張のライン部の形状の差異で部分的ないでである」(同る真8行目~11行目)と判断するが、誤りである。
- (2) 本願意匠と引用意匠の共通点は、長靴に広く採用されているありふれた形態にすぎず、これらの共通点は、両意匠が類似とされる根拠となるものではない。 審決の上記判断は、上記2で述べた本願意匠と引用意匠の明確に異なる形態上の特徴を過小評価するものといわなければならない。

このように、本願意匠と引用意匠は、意匠全体の構成及び美感を全く異に

し、取引者、需要者において、両者を瞬時に識別し得るものであり、混同すること はあり得ない。

- (3) 本願意匠は、正面観察、背面観察、側面観察、底面観察及び平面観察が可能なものであるが、引用意匠は、斜視図のみをもって特定されるものであり、側面観察以外では、その形状が不明であって、両意匠の比較を行うことができない。この点において、引用意匠は、本願意匠の意匠登録を否定すべき根拠として不十分なものである。
- (4) 審決は、ある物品分野において常とう的に行われている周知の手法は意匠上特段高く評価し得ないとの判断手法を用いている(審決謄本2頁35行目~末行、3頁3行目~7行目)が、このような判断手法は不合理というべきである。すなわち、上記の判断手法からは、意匠法3条1項3号の趣旨に関し、意匠の高度の創作を保護するという創作説的発想を読み取ることができるところ、同号の立法を目は、需要者が市場で物品を混同することを防ぐことにある(最高裁昭和49年3月19日判決・民集28巻2号308頁等参照)から、この点において審決の上記判断手法は誤りであるし、両意匠の差異が、それ自体に着目した場合にどれほど大きくとも、意匠上評価され得ない結果となりかねない点、意匠の各構成部分をは用いられていない点において、不合理である。第4 被告の反論

審決の認定判断は正当であり、原告主張の取消事由は理由がない。

1 取消事由1 (共通点の認定の誤り) について

原告は、両意匠の履き口力バー部を単純に「太幅帯状」ということはできない旨主張するが、長靴の履き口部については、カバーがないものや、あっても縦幅がかなり短いものもある中で、両意匠の履き口カバー部の共通点として「太幅帯状」と認定したものであって、誤りはない。

原告は、「横長リブ」は従来から採用されているものであって、殊更共通点として指摘するに及ばない旨主張するが、該当部分に凹凸模様のないものや、あっても様々な形態のものがある中で、両意匠の共通点として「横長リブ」を認定したもので、誤りはない。

原告は、本願意匠の波状ラインは、看者に与える美感を相違するからこれを 共通点とすることは誤りである旨主張するが、ライン模様にも、稲妻型、V字型、 「く」の字型など、様々な態様がある中で、本願意匠と引用意匠の共通する形状を 認定したものであって、誤りはない。

原告は、本願意匠の爪先補強片の形状は「略半月状」であって、これを「略 三日月状」とした認定は誤りである旨主張するが、本願意匠のものは、半月に達し ていない状態のものであるから、その認定に誤りはない。

ていない状態のものであるから、その認定に誤りはない。 原告は、引用意匠の踵補強片は三角形状であって、「上辺を円弧状」とした 認定は誤りである旨主張するが、本願意匠の踵補強片は、甲部前面部に向けて緩や かに弧状をなしているから、その認定に誤りはない。

2 取消事由2 (差異点の認定の誤り) について

(1) 原告は、本願意匠においては、履きロカバー部と各補強片が有機的に結合して固有の色分け模様を創出する視覚的効果を有する旨主張するが、この点は、引用意匠においても同様である。また、「A」マークについては、格別のデザイン的処理もされていないものであって、類否判断上欠くことのできないものとして採り上げるまでもないものである。

原告は、履きロカバー部の形態について、その全体に影響する視覚的効果により判断することなく差異点の認定をしているのは誤りである旨主張するが、審決は、両意匠の類否判断を行うのに必要な範囲で差異点を挙げたにとどまり、その認定自体、誤りはない。

(2) 原告が重要な差異点の看過として主張するところは、以下のとおり、いずれも失当である。

ア 原告は、履きロカバー部の高さ及び明暗の差を主張するが、そのような 差は、この種物品の意匠におけるバリエーションの範囲内のものであるから、意匠 的観点から高く評価することはできない。

イ 原告は、爪先補強片の大小差、形状差及び明暗差について主張するが、 看者の注意を惹くものではないし、爪先補強片と踵補強片のマッチングをいう点に ついても、この種物品においてごく普通に行われていることであり、バリエーショ ンの範囲内にとどまる。

- ウ 原告は、ライン部の後側から背面の態様の差を主張するが、背面という 比較的注目されない部位におけるわずかな差にすぎず、看者の注意を惹くものとは いえない。
- エ 原告は、引用意匠の靴底部と靴甲部を隔てる縁取りテープについて主張するが、カラーバリエーションに基づく明暗調子の差異にすぎず、格別に評価するほどのものではない。
- オ 原告は、靴底部の差異について主張するが、靴底部のみの意匠であれば ともかく、長靴全体の意匠にあっては、その主張する差異は微差にすぎない。 カ 原告は、明暗の調子の差異について主張するが、この種物品分野におい
- カ 原告は、明暗の調子の差異について主張するが、この種物品分野において、形状及び模様をそのままに、コントラスト、色彩等を変化させたものを種々用意することは周知のことであって、明暗の調子の差もそのようなバリエーションの範囲内にとどまる。
- キ 原告は、本願意匠の胴部は漏斗形を形成するのに対し、引用意匠ではほぼ同じ太さの円筒形である旨主張するが、引用意匠においても、履きロカバ一部から下方に緩やかにすぼまり、踵の上の部分で緩やかに湾曲しているから、両者はこの点で共通する。この態様は、人体の足の外形に即応したものであって、長靴における周知のものである。
 - 3 取消事由3 (類否判断の誤り) について
- (1) 原告は、本願意匠と引用意匠の共通点は長靴に広く採用されているありふれた形態にすぎず、他方、審決は、本願意匠と引用意匠の明確に異なる形態上の特徴を過小評価するものである旨主張する。しかし、共通点が周知の態様であったとしても、本件のように、差異点に格別見るべき点がないときは、両意匠の大部分を占め、その基調を形成する共通部分が類否判断の要部となり得るというべきである。なお、原告の主張する差異点が格別評価することができないことは、上記2のとおりである。
- (2) 原告は、引用意匠を全体として観察すれば、需要者の注意を惹く要素は、ライン部と胴部側面の「A」マークである旨主張する。しかし、長靴の分野においては、機能上の制約は比較的小さく、表面の態様、造形上の自由度は高い物品といってよく、現に全体形状及び各部の態様に種々の態様が存在するところ、このような多様な諸態様をさしおいて、引用意匠に接した需要者が、ライン部と胴部側面の「A」マークだけを認識するとは考えられない。
- (3) 原告は、ある物品分野において常とう的に行われている周知の手法は意匠上特段高く評価し得ないとの審決の判断手法は不合理である旨主張するが、審決は、両意匠について意匠全体を観察し、各部分を全体との関係で比較検討するに際し、特に両意匠の共通点と差異点の比較考量において、各差異点の相対的重み付け、すなわち類否判断に及ぼす要素としての軽重の検討を行っているものであって、何ら不合理なものではない。原告の主張は、審決の具体的な認定判断から遊離して、恣意的な推測に基づいてこれを論難するにすぎず、失当である。 第5 当裁判所の判断
 - 1 取消事由 1 (共通点の認定の誤り) について

取消事由1として原告の主張するところは、本願意匠と引用意匠がともに膝下長さのいわゆる長靴型をしたものであるという以外、そのほとんどの共通。審決のには誤りであるというものであるが、両意匠を対比検討すれば、両意匠がある。認定するとおりの共通する構成態様を有することは明らかというべきである履きロカバー部を「太幅帯状」と認定した点については、本願意匠の主張通したおりであるが、そもそも長靴にあっては、本願意匠及び引用意匠のように経通しいのある履きロカバー部を有するものばかりでなる。単に履き口に縁取り等をNのある履きロカバー部を有するものばかりでなく発育の「96 SHOES COLLECTION SPRING」79頁〔乙第4号証の2〕所載のもの、平成9年4月アサヒコーポレーポン発行の「7 97 Winter Shoes Catalog」16頁〔乙第5号証〕所載の「グリカバッのある履き「フリカバッ」、「焼底紳士」等)、紐通し部のある履き「グリカバッのようるものであっても、その幅の狭いもの(前掲こ号音証の3〕中段にのプロスのであるものであっても、その幅の狭いもの(前掲「96 SHOES COLLECTION SPRING」81頁〔乙第4号証の3〕中段にのよりよりはあるの等)等の多様なものがある中で、本願意匠と引用意匠の履きロカバッのもの(前掲「96 SHOES COLLECTION SPRING」81頁〔乙第4号証の3〕中段にのよの等)等の多様なものがある中で、本願意匠と引用意匠の表とである。しかも、審決は、この共通する形状を、「太幅帯状」と認識するという、本願を記述しるというによりにないます。

提としつつ、別途「差異点2)」(審決謄本2頁19行目)として原告の主張する幅の差異を抽出して認定しているところである。また、爪先補強片の形状を「略三 日月状」と認定した点については、確かに、本願意匠の爪先補強片は引用意匠のも のと比較して大きいものであるが、弦に相当する部分は明らかに欠けており、原告 の主張するように「半月状」とまではいえないものであるから、これを「略三日月状」とした認定を誤りということはできない。さらに、原告は、引用意匠の踵補強 片は三角形状である旨主張するが、審決の認定するとおり、上辺を円弧状としてい ることは明らかであって、この点の原告の主張も理由がない。その他、原告がるる 述べる点は、類否の判断に及ぼす影響の軽重をいう趣旨であれば格別(この趣旨と しては後述する。)、一致点の認定の誤りをいう主張としては、いず れも採用することができない。

取消事由2(差異点の認定の誤り)について

審決は、本願意匠と引用意匠の差異点について、特に「主な差異点」 謄本2頁15行目)として、前記第3の2(1)で原告の引用する認定をするとともに、その他の差異点については、類否の判断中で、「その他にも請求人主張のライン部の形状の差異、爪先部及び踵部の各補強片の大小差等が認められるものの、そ れらは意匠全体の中で部分的かつ特徴のない微弱な態様差にすぎないことから類否 判断上ほとんど問題にするに至らないものである。そして、これらの微弱な差異点 を総合しても、意匠全体として、前記共通点を凌駕して類否判断を左右すると認め ることはできない」(同3頁8行目~13行目)との判断をしていることから、以下、差異点の看過をいう原告の主張については、当該差異点が類否の判断に及ぼす影響を踏まえて検討することとする。

(1) 原告は、本願意匠においては、履きロカバー部と各補強片が有機的に結合して固有の色分け模様を創出する視覚的効果を有するところ、審決は、この相乗効果を見ずるところ、審決は、この相乗効果を見ずるところ、審決は、この相乗効果を見ずるところ、審決は、この相乗効果を見ずるところ、審決は、この相乗効果を見ずるところ。

果を見落としている旨主張する。確かに、本願意匠における履きロカバー部、爪先 補強片及び踵補強片は、いずれも本体部との明暗のコントラストが比較的明確な暗 色とされているのに対し、引用意匠の履きロカバ一部、爪先補強片及び踵補強片 は、本体部との明暗のコントラストが明確でないという差異を認めることができ る。そして、この点は、原告の主張する履きロカバー部の太さの差異及び爪先補強片の大きさの差異と相まって、本願意匠の履きロカバー部、爪先補強片及び踵補強 片の強調された構成態様を形成することになり、これらがさほど目立たない引用意 匠を対比した場合に、最も目につく差異点ということができる。

しかし、審決は、原告の主張するような履きロカバ一部、爪先補強片及び 踵補強片の有機的結合ないし相乗効果について直接触れていないものの、その具体 的な要素というべき各部の明暗調子の差異(差異点1)、履きロカバ一部の縦幅の 差異(差異点2)、爪先部及び踵部の各補強片の大小差(審決謄本3頁8行目~9 行目)等については、明確に差異点として認定し、あるいは言及した上で、その類 否判断に及ぼす影響について検討しているのであるから、ただちに差異点の認定に 誤りがあったということはできない。また、実質的に見ても、本願意匠や引用意匠のように、太幅帯状の履きロカバ一部、三日月状の爪先補強片及び山形状の踵補強 片を有する長靴の先行意匠において、履きロカバー部、爪先補強片及び踵補強片の 全部又は各補強片を同様の配色とし、その周囲とのコントラストを明確にする態様 のものは、例えば、広島化成株式会社発行、平成9年7月4日特許庁意匠課受入 の「AUTUMN & WINTER COLLECTION 97」24頁[乙第3号証の1]4~6段目所載のもの、同25頁[同号証の2]2、3段目所載のもの、前掲乙第5号証左欄所載 の「グリップGT780UL」等に示されているように、広く採用されているあり ふれた態様にすぎないといわざるを得ない。しかも、これらの意匠において、形状 及び模様を共通としつつ、これに明暗の調子の異なる彩色を施すことにより様々な カラーバリエーションを用意するということは、ごく普通に行われている常套的な 手法にすぎないことが認められる。これらの点を総合すれば、上記の差異点が、本願意匠と引用意匠との類否の判断に決定的な影響を及ぼすとは考えられない。 したがって、上記の点について、審決に差異点の認定の誤りがあったとは

いえない。

次に、原告は、引用意匠においては、「A」マークが波形ラインとともに 最大の特徴的模様を形成しているのに、これを看過した誤りがある旨主張するとこ ろ、確かに、審決は、引用意匠の「A」マークについて直接言及していない。<u>しか</u> この「A」マークは、ありふれた活字体を用いて、胴部側面に白抜きの「A」 の文字を表しているにすぎないものであって、字体、配置、大きさ、色づかい等に おいて、格別の意匠的な工夫が施されているとは認められないものである。しかも、長靴の胴部側面に、商品名やメーカー名又はその略称等をワンポイント的に用いることは、前掲乙第3~第5号証(各枝番を含む。)所載の各意匠に普通に見られるありふれた態様にすぎない。そうすると、上記のような「A」マークが引用意匠の最大の特徴であるとは、到底認められず、これを差異点として明示しなかったことが誤りとはいえない。

(3) 進んで、原告が重要な差異点の看過として主張する点について、以下、順次検討する。

ア 原告は、履きロカバー部の高さの差異並びに爪先補強片及び踵補強片の大きさの差異について主張する(前記第3の2(3)ア、イ)が、これらの差異について、審決が明示的に言及していることは上記のとおりであるから、これらの差異点を看過した誤りがあるとはいえない。

イ原告は、本願意匠と引用意匠のライン部の波形模様の形状の差異及び背面垂直太帯片との一体化について主張する(前記第3の2(3)ウ)。しかし、本願意匠のライン部も、引用意匠のライン部も、ともに、正面甲部から胴部にかけてやきられた横長リブによる突起模様のやや上から、くるぶし付近に向けて後方にやきを表しているというべきである。なお、両意匠のライン部機側の配置及び波形模様の形式で表しているというべきである。なお、両意匠のカイン部の波形模様の形式であるが、このような波形のライン部を関系を表している(前掲乙第3号証の1、2参照)中で、両意匠の上記のような方が示されている(前掲乙第3号証の1、2参照)中で、両意匠の上記のようなカイン部後側の配置の差異は、例えば、同号証の1の4段目所載の先行意匠において、当該方イン部後側の配置の差異は、例えば、同号証の1の4段目所載の先行意匠にあるがリエーションの範囲内のものにすぎないというべきである。

なお、原告は、ライン部と背面垂直太帯片との関係についても主張するが、一般に、長靴の意匠において、背面からの観察でしか看取することのできない態様が看者の注意を惹くとは考え難い上、本願意匠の背面垂直太帯片についても、構造上の継ぎ目と思われる中央線に沿って太帯を配したにすぎない態様のものであって、格別に看者の注意を惹くような要素があるとは認められないものである。

そうすると、原告の主張する上記の点をもって、差異点を看過した違法 があるということはできない。

ウ 原告は、引用意匠では靴底部と靴甲部を隔てる縁取りテープが目立つ点で本願意匠と視覚的印象が異なる旨主張する(前記第3の2(3)エ)が、本願意匠の靴底部上端周縁にも、これに沿った細横線による縁取りが認められるから、その差異は、当該縁取り部の明暗の調子によるものにすぎないと解される。そして、長靴の各部において、明暗の調子の異なる様々なカラーバリエーションを用いることがごく普通に行われている常とう的な手法にすぎないことは前示のとおりであって、これが類否の判断にさほど影響を及ぼすとは考えられないから、これらの点を差異点として明示的に認定しなかったことが誤りということはできない。

エ 原告は、本願意匠の靴底部について、甲部外周面より一回り大きい外周面、鋸歯、高いヒール及び特徴的なノンスリップパターンを有する点で引用意匠のものと異なる旨主張する(前記第3の2(3)オ)。しかし、引用意匠の靴底部もヒールを有し、底面の具体的な態様は明らかでないものの、凹凸を備えること自体は認められるものである。そうすると、これら原告の主張する差異点は、長靴全体の中で比較的目立ちにくい部分の微細な差異をいうものにすぎず、両意匠の類否の判断に影響を及ぼすような差異ということはできない。

オ 原告は、本願意匠では、胴部が漏斗型を形成し、丸みを帯びた爪先部と後方へ膨出した踵部を有するのに対し、引用意匠では、胴部はほぼ同じ太さの円筒形であり、爪先部分も偏平形状である旨主張する(前記第3の2(3)カ)。しかし、引用意匠において、胴部が、履き口部から足首に向けて先すぼまりに構成されるとともに、後部足首付近に絞り込みが見られる点、爪先部が上方に膨らむ丸みを帯びている点、踵部が後方に若干張り出している点において、本願意匠の態様と、程度の差こそあれ、基本的には軌を一にするものである。そして、その程度の差も顕著なものとはいい難く、このような共通する構成態様からもたらされる印象の共通性を上回るものとは認められない。

- (4) 以上によれば、原告の取消事由2の主張は理由がない。
- 3 取消事由3 (類否判断の誤り) について

(1) 上記2の認定判断も踏まえて、本願意匠と引用意匠とを全体として観察するに、両意匠とも、膝下長さのいわゆる長靴型のものであって、太幅帯状の履き口力バー部、ほぼ三日月状の爪先補強片、上辺を円弧状とする踵補強片を有のるととれる突起模様を設け、その大部に、正面甲部から胴部にかけて横長リブ数本による突起模様を設け、その大きのは、帯状靴底外周面を設け、おいて共通するものということができる。そして、具体的な構成態様において共通するものということができる。のほか、靴底部上端周縁においても、上記ライン部の波形模様(上記(1)ウ参照)のほか、靴底部上端周経においても、上記ライン部の波形模様(上記(1)ウ参照)のほか、靴底部上端周経をにおいても、上記ライン部の波形模様(上記(1)ウ参照)のほか、靴底部上端周経においても、上記ラインをある。のほか、、単底部によりである。のはから、単位というでは、単位とは、大部である。ととなり、である。を全体の基調を決定付ける支配的な要素となると解するのが相当である。

他方、本願意匠と引用意匠の主要な差異点は、本願意匠における履き口力バ一部、爪先補強片及び踵補強片は、本体部との明暗の明確なコントラスト並びに履き口力バ一部の幅の太さ及び爪先補強片の大きさが相まって、これらの構成部分が強調されているのに対し、引用意匠の履き口力バ一部、爪先補強片及び踵補強片は、本体部との明暗のコントラストが明確でなく、これらの構成部分がさほど目立たない点であると解されるが、この差異点に係る本願意匠の態様が、先行意匠に広く採用されているありふれた形態にすぎないことは前示のとおりであって、これが上記の共通点に係る両意匠の支配的な美的印象を上回るほどの影響を両意匠の類否の判断に及ぼすとはいえない。

そして、その余の差異点として原告のるる主張する点は、いずれも共通点に埋没する程度の微差にすぎないものか、ありふれたバリエーションの範囲内のもの、あるいは長靴にあっては看者の注意を惹かない目立たない背面や底面の態様に係るものであることは、これまでに判断したとおりであって、これらの点が、両意匠の類否の判断に及ぼす影響は微弱なものにとどまるといわざるを得ない。

係るものであることは、これまでに判断したとおりであって、これらの点が、両意匠の類否の判断に及ぼす影響は微弱なものにとどまるといわざるを得ない。
(2) 原告は、引用意匠は、斜視図のみをもって特定されるものであり、側面観察以外では、その形状が不明である旨主張する。確かに、引用意匠において、背面及び底面の態様において明らかでない部分はあるが、これらの点が、本件における本願意匠との類否の判断に当たってさほど重要な要素となり得ないことは前示のとおりであるから、上記のような明らかでない態様があるからといって、そのことのみから、引用意匠が、意匠法3条1項3号を適用する根拠としての適格性を欠くものとはいえない。

また、原告は、ある物品分野において常とう的に行われている周知の手法は意匠上特段高く評価し得ないとの審決の判断手法は不合理である旨主張するが、意匠の類否の判断上、両意匠の共通点と差異点が類否の判断に及ぼす影響を検討するに当たって、ある物品分野において常とう的に行われている周知の手法について、その重み付けを減殺するという手法自体、何ら非難するに当たらず、この点に関して原告のるる述べる点は、審決の説示の趣旨を正解しないものとして失当というべきである。

(3) したがって、原告主張の取消事由3も理由がない。

4 以上のとおり、原告主張の取消事由は理由がなく、他に審決を取り消すべき 瑕疵は見当たらない。

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担に つき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

 裁判長裁判官
 篠
 原
 勝
 美

 裁判官
 長
 沢
 幸
 男

 裁判官
 宮
 坂
 昌
 利